

技術研究組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則及び技術研究組合施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集の結果について

令和5年12月11日
経済産業省産業技術環境局
技術振興・大学連携推進課

「技術研究組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則及び技術研究組合施行規則の一部を改正する省令案」について、令和5年11月2日から同年12月1日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見（1件）と提出意見に対する考え方は以下のとおりです。

提出意見	提出意見に対する考え方
<p>3ページの改正後欄の9行目の「電磁的記憶媒体」の定義と、6ページの改正後欄の4行目のそれとが異なるのは、なぜか。</p>	<p>改正省令第1条の技術研究組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第4条の改正案における電磁的記録媒体の電磁的記録は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第2条第1項第4号で定義する「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。」であるため、その定義を「電磁的記録に係る記録媒体をいう。」と記載しています。</p> <p>改正省令第2条の技術研究組合法施行規則第1条の改正案における電磁的記録媒体は、技術研究組合法に電磁的記録についての定義規定がないため、その定義を「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。」と記載しています。</p> <p>このように、改正省令第1条と改正省令第2条の電磁的記録媒体の定義は、書きぶりが異なるだけでその内容は同じです。</p>